

## 「基本合意書」締結に際しての弁護士声明

本日9月30日、優生保護法被害全国原告団・弁護士・優生連及び国は、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的解決に向けて、基本事項を合意しました。

本合意では、国の責任と謝罪が明確にされ、現在検討されている「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案」に基づき、全ての被害者に対する補償の実現のため、①相談窓口の整備、合理的配慮及び情報保障の徹底、②広報及び周知の徹底、③個別通知を含め、被害者に対し確実に補償を届けるための施策の検討及び実施等について国が全力を尽くすことが明記されました。

また、「恒久対策等」として、国が①謝罪広告を始めとする優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策の実施、②第三者機関による真相究明、再発防止のための調査・検証の実施、③教育、啓発等の偏見差別の根絶に向けた施策の推進について全力を尽くすこと、「継続的・定期的な協議の場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優生保護法問題の全面的解決に向けて、原告団・弁護士・優生連と関係府省庁と協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行っていくことが約束されました。

本合意において、優生保護法がもたらした偏見差別を根絶するため、国が様々な施策について全力を尽くす旨明記されたこと、引き続き継続的な協議が約束されたこと、そして、当該合意に原告団はもちろん、優生連が当事者として参画したことは、優生保護法問題の全面的解決に向けての大きな前進であり、今後の施策の実施に関し重要な意義をもつものと考えています。

また、本合意は、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現を目標としているところですが、今後実施されることが期待される都道府県による被害者への個別通知に止まらず、弁護士としても、被害者への周知や相談の実施、手続の支援について積極的に進めていく所存です。

この間政治の動きもありますが、本年7月3日の最高裁判所大法廷判決が、優生保護法の立法目的について「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない」として、時の政治や世論に流されない守るべき価値に言及したとおり、弁護士としては、引き続き、個人の尊厳と人格の尊重の精神に基づく対応を国に求めるとともに、原告団及び優生連とともに優生保護法問題の全面的解決に向け、全力で活動をしていきます。

2024年 9月30日

全国優生保護法被害弁護士団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦